

林地開発許可制度の一部が変わります！

森林が持つ水源のかん養、土砂災害の防止などの公益的機能を維持するため、森林法で一定の行為に対して許可等の手続きが定められております。

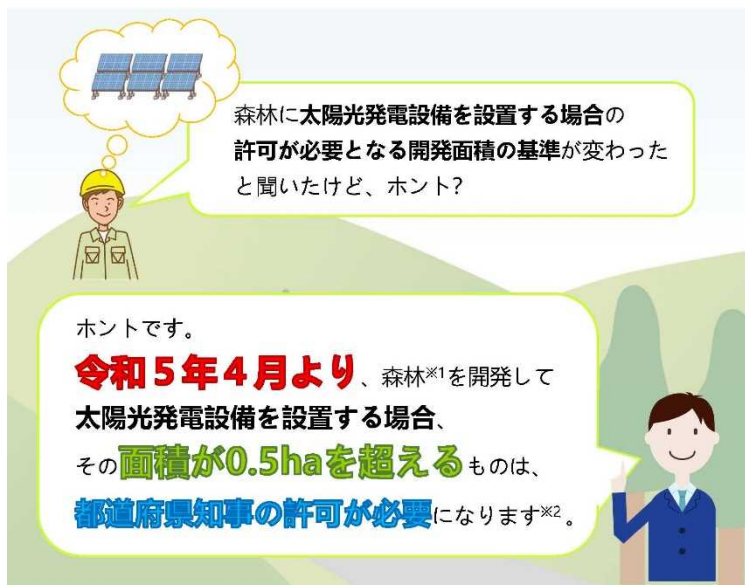
その中の林地開発許可制度について、令和5年4月1日より制度の一部が以下のとおり変更になります。

○林地開発許可制度

森林法第5条の規定により、都道府県知事がたてた地域森林計画の対象森林（保安林等を除く）において、太陽光発電設備を設置する場合、開発面積が0.5haを超える場合は、都道府県知事の許可が必要です。

※令和5年3月31日までに太陽光発電設備の設置に必要な測量・設計等の準備行為を終えた上で、既に土地の開発行為に着手している場合は、林地開発許可の取得は不要です。

上記の行為を行う場合は、事前に農林事務所へお問い合わせください。



🚩 林地開発許可制度が変わります!!

- 森林*1を開発して太陽光発電設備を設置する場合、

令和5年4月より
開発面積が**0.5haを超える場合**、
都道府県知事による**林地開発許可**
が必要となります*2。

これまで
開発面積が**1haを超える場合**、
都道府県知事による**林地開発許可**
が必要でした。

※1 都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となっている民有林で、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除きます。
※2 ただし、令和5年3月31日までに太陽光発電設備の設置に必要な測量・設計等の準備行為を終えた上で、既に土地の開発行為に着手している場合は、林地開発許可の取得は不要です。

- 林地開発許可を取得せずに開発を行った場合には、森林法に基づき、監督処分や罰則が科されます。

(林野庁ホームページより引用)